バディスポーツ幼児園同窓会会則

第１条（名称と所在地）

本会は、バディスポーツ幼児園同窓会といい、世田谷区千歳台三丁目一八番一〇号に置く。

第２条（会員）

本会員は、当園に入園した園児・保護者及び職員の、本会の趣旨に賛同したるものをもって構成する。

第３条（目的）

本会は、バディ卒園生が卒園後も交流を図るために、会員相互の理解と協力を求め活動することを目的とする。

第４条（活動）

当園での同窓会活動を充実するための通信活動、行事活動その他、必要と認められること。

第５条（活動費）

本会は、卒園生の同窓会・クラス会における通信費、その他必要と認められた場合の費用を負担する。この費用については、18 期卒園生以降に適用するものとする。

第６条（組織）

幹事選出方法及び幹事会構成

幹事は、当園卒園時に１クラス１名乃至２名を選出する。当園在園中は父母会役員が兼任するものとし、各学年幹事より会長・副会長・会計を役員の互選により選出し、幹事会を構成するものとする。

第７条（幹事の任務）

本会の幹事の任務は原則として次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事情があるときはその代行をする。
3. 会計は、この会の会計を司る。
4. 各幹事は、その学年の幹事として任務を遂行する。

第 8 条（幹事の任期）

幹事の任期は、３カ年とするが、後任者の決定まで任務を行うものとする。

幹事、及び会員の申し入れによりこの限りではない。

第 9 条（会計）

1. 本会の経費は、会費で賄う。
2. 会員は、園児・職員一名につき千円の会費を当園入園・入社時に一括納入すること。
3. 但し、在園途中で退園した場合でも納入した会費は返金しない。
4. 会計年度は、毎年４月１日より翌年３月３１日までとする。
5. 会計報告は各学年幹事に報告するものとする。

第 10 条（総会）

会長が必要と認めたとき、及び会員の１／３が必要と認めたとき開催することができる。

その議長は会長が行う。

第 11 条（園長及び職員）

職員は、退職時同じく卒園する園児と同期に属するものとする。

本会は、全ての会議により、園長及び職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

第 12 条（会則の改正）

本会則は、幹事会の賛成を必要とする。